

「移転価格事務運営要領」(事務運営指針) 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 定義及び基本方針</p> <p>(定義)</p> <p>1-1 .....</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 令和 2 年改正法 所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号) をいう。</u></p> <p><u>(4) 旧法 令和 2 年改正法第 3 条 (法人税法の一部改正) の規定による改正前の法をいう。</u></p> <p><u>(5) 旧措置法 令和 2 年改正法第 16 条 (租税特別措置法の一部改正) の規定による改正前の措置法をいう。</u></p> <p><u>(6) .....</u></p> <p><u>(7) .....</u></p> <p><u>(8) .....</u></p> <p><u>(9) .....</u></p> <p><u>(10) .....</u></p> <p><u>(11) .....</u></p> <p><u>(12) 連結法人 旧法第 2 条第 12 号の 7 の 2 (定義) に規定する連結法人をいう。</u></p> <p><u>(13) 連結親法人 旧法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。</u></p> <p><u>(14) 連結子法人 旧法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。</u></p> <p><u>(15) .....</u></p> <p><u>(16) .....</u></p> <p><u>(17) 連結事業年度 旧法第 15 条の 2 (連結事業年度の意義) に規定する連結事業年度をいう。</u></p>	<p>第 1 章 定義及び基本方針</p> <p>(定義)</p> <p>1-1 .....</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p><u>(3) .....</u></p> <p><u>(4) .....</u></p> <p><u>(5) .....</u></p> <p><u>(6) .....</u></p> <p><u>(7) .....</u></p> <p><u>(8) .....</u></p> <p><u>(9) 連結法人 法第 2 条第 12 号の 7 の 2 (定義) に規定する連結法人をいう。</u></p> <p><u>(10) 連結親法人 法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。</u></p> <p><u>(11) .....</u></p> <p><u>(12) .....</u></p> <p><u>(13) 連結事業年度 法第 15 条の 2 (連結事業年度の意義) に規定する連結事業年度をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(18) <b>国外関連者</b> 措置法第66条の4第1項及び旧措置法第68条の88第1項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)に規定する国外関連者をいう。</p>	<p>(14) <b>国外関連者</b> 措置法第66条の4第1項及び第68条の88第1項(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)に規定する国外関連者をいう。</p>
<p>(19) <b>国外関連取引</b> 措置法第66条の4第1項及び旧措置法第68条の88第1項に規定する国外関連取引をいう。</p>	<p>(15) <b>国外関連取引</b> 措置法第66条の4第1項及び第68条の88第1項に規定する国外関連取引をいう。</p>
<p>(20) .....</p>	<p>(16) .....</p>
<p>(21) .....</p>	<p>(17) .....</p>
<p>(22) .....</p>	<p>(18) .....</p>
<p>(23) .....</p>	<p>(19) .....</p>
<p>(24) .....</p>	<p>(20) .....</p>
<p>(25) .....</p>	<p>(21) .....</p>
<p>(26) .....</p>	<p>(22) .....</p>
<p>(27) .....</p>	<p>(23) .....</p>
<p>(28) .....</p>	<p>(24) .....</p>
<p>(29) .....</p>	<p>(25) .....</p>
<p>(30) .....</p>	<p>(26) .....</p>
<p>(31) .....</p>	<p>(27) .....</p>
<p>(32) .....</p>	<p>(28) .....</p>
<p>(33) .....</p>	<p>(29) .....</p>
<p>(34) .....</p>	<p>(30) .....</p>
<p>(35) .....</p>	<p>(31) .....</p>
<p>(36) .....</p>	<p>(32) .....</p>
<p>(37) .....</p>	<p>(33) .....</p>
<p>(38) .....</p>	<p>(34) .....</p>
<p>(39) .....</p>	<p>(35) .....</p>
<p>(40) .....</p>	<p>(36) .....</p>
<p>(41) .....</p>	<p>(37) .....</p>

改正後	改正前
<p>(42) ……………</p> <p>(43) <b>局担当課</b> 国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては、課税部）法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課（以下「局法人課税課」という。）又は東京及び大阪国税局調査第一部事前確認審査課、名古屋国税局調査部国際調査課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課並びに沖縄国税事務所調査課（以下「局調査課」という。）をいう。</p> <p>(44) ……………</p> <p>(45) ……………</p>	<p>(38) ……………</p> <p>(39) <b>局担当課</b> 国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては、課税部）法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課（以下「局法人課税課」という。）又は東京及び大阪国税局調査第一部国際情報第二課、名古屋国税局調査部国際情報課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課並びに沖縄国税事務所調査課（以下「局調査課」という。）をいう。</p> <p>(40) ……………</p> <p>(41) ……………</p> <p>(42) <b>連結指針</b> 平成 17 年 4 月 28 日付査調 7-4 ほか 3 課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）をいう。</p>
<p>第 2 章 国別報告事項、事業概況報告事項及びローカルファイル</p>	<p>第 2 章 国別報告事項、事業概況報告事項及びローカルファイル</p>
<p>(国別報告事項及び事業概況報告事項の訂正等)</p> <p>2-2 ……………局文書化制度担当課（局法人課税課、東京及び大阪国税局調査第一部国際調査管理課、名古屋国税局調査部国際調査管理課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課、沖縄国税事務所調査課並びに局調査担当部門（国税局調査（査察）部及び沖縄国税事務所調査課において法人税の調査・指導事務を所掌する部門をいう。）をいう。以下第 2 章において同じ。）……………</p>	<p>(国別報告事項及び事業概況報告事項の訂正等)</p> <p>2-2 ……………局担当課（東京及び大阪国税局調査第一部国際情報第二課を除き、東京及び大阪国税局調査第一部国際情報第一課並びに局調査担当部門（国税局調査（査察）部及び沖縄国税事務所調査課において法人税の調査・指導事務を所掌する部門をいう。）を含む。以下第 2 章において同じ。）……………</p>
<p>(国別報告事項に相当する情報に誤り等がある場合)</p> <p>2-3 ……………局文書化制度担当課は、……………</p>	<p>(国別報告事項に相当する情報に誤り等がある場合)</p> <p>2-3 ……………局担当課は、……………</p>
<p>第 3 章 調査</p>	<p>第 3 章 調査</p>
<p>(事前確認の申出との関係)</p> <p>3-23</p>	<p>(事前確認の申出との関係)</p> <p>3-23</p>

改正後	改正前
<p>(1) ……(以下「確認対象事業年度」という。)の前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を含む。以下3-23において同じ。)について調査が……</p> <p>(2) ……確認対象事業年度の前の各事業年度に係る……</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 調査に当たっては、法人から……</p>	<p>(1) ……(以下3-23において「確認対象事業年度」という。)の前の各事業年度について調査が……</p> <p>(2) ……確認対象事業年度の前の事業年度に係る……</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 調査に当たっては、<u>事前確認の申出を行った法人</u>から……</p>
<p><b>第5章 国外移転所得金額等の取扱い</b></p>	<p><b>第5章 国外移転所得金額等の取扱い</b></p>
<p>(対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い)</p> <p>5-3 ……以下「<u>所轄税務署長等</u>」という。)に届け出た場合には、……</p> <p>イ～ト (省 略)</p>	<p>(対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い)</p> <p>5-3 ……以下「<u>所轄税務署長</u>」という。)に届け出た場合には、……</p> <p>イ～ト (同 左)</p>
<p><b>第6章 事前確認</b></p>	<p><b>第6章 事前確認</b></p>
<p>(事前確認の申出)</p> <p>6-2</p> <p>(1) ……<u>所轄税務署長等</u>は、これを収受する。</p> <p>なお、事前確認の申出を行おうとする法人が事前相談を行っていない場合には、<u>所轄税務署長等</u>は当該法人に対して、事前相談を行った上で事前確認の申出を行うよう指導する。</p> <p>(2) 事前確認の申出は、法人が確認対象事業年度のうち……これを<u>所轄税務署長等</u>に提出することにより行うものとする。</p> <p>(注) ……</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>(事前確認の申出)</p> <p>6-2</p> <p>(1) ……<u>所轄税務署長</u>は、これを収受する。</p> <p>なお、事前確認の申出を行おうとする法人が事前相談を行っていない場合には、<u>所轄税務署長</u>は当該法人に対して、事前相談を行った上で事前確認の申出を行うよう指導する。</p> <p>(2) 事前確認の申出は、法人が<u>事前確認を受けようとする事業年度</u>(以下「<u>確認対象事業年度</u>」という。)のうち……これを<u>所轄税務署長</u>に提出することにより行うものとする。</p> <p>(注) ……</p> <p>(3) (同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(資料の添付)</p> <p>6-3</p> <p>(1) 所轄税務署長等は、…………… イ～ル (省 略)</p> <p>(2) ……………所轄税務署長等は、……………</p>	<p>(資料の添付)</p> <p>6-3</p> <p>(1) 所轄税務署長は、…………… イ～ル (同 左)</p> <p>(2) ……………所轄税務署長は、……………</p>
<p>(事前相談)</p> <p>6-10</p> <p>(1) ……………</p> <p>(注) 確認対象事業年度の前の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を含む。)</u> において、…………… ……………</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p>	<p>(事前相談)</p> <p>6-10</p> <p>(1) ……………</p> <p>(注) 確認対象事業年度の前の事業年度において、…………… …</p> <p>(2)～(4) (同 左)</p>
<p>(事前確認を行うこと又は事前確認審査を開始することが適当でない場合)</p> <p>6-14 ……………</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) …………… イ～ホ (省 略)</p> <p>へ 確認対象事業年度の前の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を含む。)</u> において、……………</p> <p>ト (省 略)</p>	<p>(事前確認を行うこと又は事前確認審査を開始することが適当でない場合)</p> <p>6-14 ……………</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) …………… イ～ホ (同 左)</p> <p>へ 確認対象事業年度の前の事業年度において、……………</p> <p>ト (同 左)</p>
<p>(事前確認の通知)</p> <p>6-15</p> <p>(1) ……………所轄税務署長等に連絡する。</p>	<p>(事前確認の通知)</p> <p>6-15</p> <p>(1) ……………所轄税務署長に連絡する。</p>

改正後	改正前
<p>(2) (省 略)</p> <p>(3) ……………所轄税務署長等に……………</p> <p>(4) ……………所轄税務署長等に連絡する。</p> <p>(5) 所轄税務署長等は、……………</p>	<p>(2) (同 左)</p> <p>(3) ……………所轄税務署長に……………</p> <p>(4) ……………所轄税務署長に連絡する。</p> <p>(5) 所轄税務署長は、……………</p>
<p>(事前確認の効果)</p> <p>6-16 所轄税務署長等は、……………</p>	<p>(事前確認の効果)</p> <p>6-16 所轄税務署長は、……………</p>
<p>(報告書の提出)</p> <p>6-17 所轄税務署長等は、確認法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長等があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書」を別紙様式8により作成し、これを当該所轄税務署長等に提出するよう求める。</p> <p>……………</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(注) 当該所轄税務署長等が……………</p>	<p>(報告書の提出)</p> <p>6-17 所轄税務署長は、確認法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書」を別紙様式8により作成し、これを当該所轄税務署長に提出するよう求める。</p> <p>……………</p> <p>(1)～(6) (同 左)</p> <p>(注) 当該所轄税務署長が……………</p>
<p>(事前確認に基づく調整等)</p> <p>6-19</p> <p>(1) 所轄税務署長等は、……………</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>(事前確認に基づく調整等)</p> <p>6-19</p> <p>(1) 所轄税務署長は、……………</p> <p>(2) (同 左)</p>
<p>(事前確認の取消し)</p> <p>6-21</p> <p>(1) ……………所轄税務署長等に連絡する。</p> <p>イ～ニ (省 略)</p>	<p>(事前確認の取消し)</p> <p>6-21</p> <p>(1) ……………所轄税務署長に連絡する。</p> <p>イ～ニ (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>(3) ……………所轄税務署長等に連絡する。</p> <p>(4) 所轄税務署長等は、確認法人に対し、局担当課から(1)又は(3)の……………</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) ……………所轄税務署長に連絡する。</p> <p>(4) 所轄税務署長は、確認法人に対し、局担当課から(3)の……………</p>
<p>(確認対象事業年度前の各事業年度への準用)</p> <p>6-23 ……………</p> <p><u>なお、確認対象事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当する場合で、確認申出法人が当該連結事業年度において連結子法人であったときは、当該連結事業年度における当該確認申出法人の連結親法人であった法人が、確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を当該連結事業年度へ準用することについて同意していることを確認申出書等により確認する。この場合において、当該確認申出法人の所轄税務署長等は、当該確認申出書等の写しを当該法人の所轄税務署長等に送付する。</u></p>	<p>(確認対象事業年度前の各事業年度への準用)</p> <p>6-23 ……………</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(法人が連結グループに加入した場合等の取扱い)</u></p> <p>6-24</p> <p>(1) <u>確認申出法人が連結法人となった場合で、その法人(以下「連結加入等法人」という。)が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入等法人に係る連結親法人の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の事前確認の継続届出書」を別紙様式6により作成し、これを当該所轄税務署長に速やかに提出するよう求める。</u></p> <p><u>なお、当該届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する連結親法人にあつては1部(当該連結親法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には2部)、調査課所管法人に該当しない連結親法人にあつては3部(当該連結親法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には4部)とする。</u></p>

改正後	改正前												
	<p>(2) (1)の連結親法人からその所轄税務署長に対し(1)に定める届出書の提出があった場合は、6-5及び6-6の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、(1)の連結加入等法人が連結子法人であるときは、当該所轄税務署長は、当該届出書の写しを当該連結子法人が事前確認の申出を行っていた所轄税務署長に送付する。</p> <p>(3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその所轄税務署長に対し、連結指針6-2(事前確認の申出)に定める事前確認の申出が行われたものとして、同指針の取扱いを適用する。</p>												
<p>第7章 平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)(以下「日台相互協議指針」という。)に定める相互協議が行われる場合の取扱い</p>	<p>第7章 平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)(以下「日台相互協議指針」という。)に定める相互協議が行われる場合の取扱い</p>												
<p>……………日台相互協議指針1(5)……………</p> <p>……</p> <table border="1" data-bbox="232 970 1099 1166"> <tr> <td>1-1(39)</td> <td>……………</td> <td>……………1(5)(用語の意義)に定める相互協議</td> </tr> <tr> <td>5-2</td> <td>国外関連者に対して</td> <td>……………日台相互協議指針1(17)……………</td> </tr> </table>	1-1(39)	……………	……………1(5)(用語の意義)に定める相互協議	5-2	国外関連者に対して	……………日台相互協議指針1(17)……………	<p>……………日台相互協議指針1ホ……………</p> <p>…</p> <table border="1" data-bbox="1167 970 2033 1166"> <tr> <td>1-1(35)</td> <td>……………</td> <td>……………1ホ(用語の意義)に定める相互協議</td> </tr> <tr> <td>5-2</td> <td>国外関連者に対して</td> <td>……………日台相互協議指針1ナ……………</td> </tr> </table>	1-1(35)	……………	……………1ホ(用語の意義)に定める相互協議	5-2	国外関連者に対して	……………日台相互協議指針1ナ……………
1-1(39)	……………	……………1(5)(用語の意義)に定める相互協議											
5-2	国外関連者に対して	……………日台相互協議指針1(17)……………											
1-1(35)	……………	……………1ホ(用語の意義)に定める相互協議											
5-2	国外関連者に対して	……………日台相互協議指針1ナ……………											
<p>第8章 平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)(以下「連結指針」という。)の廃止に伴う経過的取扱い</p>	<p>(新設)</p>												
<p>(連結法人の連結事業年度に係る移転価格税制に関する事務運営)</p> <p>8-1 令和4年4月1日以後の連結法人に係る移転価格税制(旧措置法第68条の88の規定(第3項を除く。))をいう。第8章において同じ。)に関する事務運営</p>	<p>(新設)</p>												

改正後	改正前
<p>についてはこの章の取扱いによることとし、この場合の用語の意義及び事務運営の基本方針（別冊の活用を含む。）、国別報告事項、事業概況報告書及びローカルファイル、調査並びに独立企業間価格の算定等における留意点の取扱いについては第1章から第4章まで（3-23を除く。）の取扱いを準用する。</p>	
<p><b><u>(連結事業年度に係る国外移転所得金額等の取扱い)</u></b></p> <p><b>8-2</b> <u>連結事業年度の連結所得に係る国外移転所得金額等の取扱いについては次の(1)から(3)までに定めるところによる。なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度の国外移転所得金額等の取扱いについては、第5章の取扱いによることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 連結親法人が自己又はその連結子法人について国外移転所得金額の返還を受ける予定であるため、租税特別措置法関係通達（連結納税編）（以下8-2において「措置法連結通達」という。）68の88(11)-2（国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い）に定める書面を提出した場合において、その連結親法人又は連結子法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けたときは、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討した上で、措置法連結通達68の88(11)-2の取扱いの適用の有無を判断する。</u></p> <p><u>(注) 措置法連結通達68の88(11)-2に定める書面の様式に関し、連結法人から照会があった場合には、「国外移転所得金額の返還に関する届出書」（別紙様式1）を用いて差し支えない旨当該連結法人に回答する。</u></p> <p><u>(2) 連結事業年度について外国税務当局が連結法人の国外関連者に対して移転価格税制に相当する制度に基づき課税を行った場合において、相互協議の合意に基づく対応的調整により当該連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人の連結親法人）が減額更正を受け、当該減額更正を受けた金額の全部又は一部をその国外関連者に対し返還しているときは、当該返還した金額は損金の額に算入されないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>相互協議の合意に基づく対応的調整により、連結事業年度に係る減額更正を行う場合において、連結法人が減額される連結所得金額の全部又は一部を合理的な期間内に国外関連者に対して返還することとし、当該連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人の連結親法人）が租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する更正の請求を行うとともに、次に掲げる内容を記載した「対応的調整に伴う返還に関する届出書」を別紙様式7により作成し、これを所轄税務署長等に届け出たときには、その返還することとした金額を当該国外関連者に対する未払金として処理することに留意する。</u></p> <p><u>イ 連結親法人の法人名</u></p> <p><u>ロ 連結親法人の納税地</u></p> <p><u>ハ 連結親法人の代表者氏名</u></p> <p><u>ニ 返還する連結子法人の法人名</u></p> <p><u>ホ 返還する連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地</u></p> <p><u>ヘ 返還する連結子法人の代表者氏名</u></p> <p><u>ト 国外関連者名及び所在地</u></p> <p><u>チ 返還する予定の日</u></p> <p><u>リ 返還する金額（外貨建取引の場合は、外国通貨の金額を併記する。）</u></p> <p><u>ヌ 返還方法</u></p> <p><u>(注) 外貨建ての取引につき返還することとして届け出る金額は、連結納税基本通達 17-1-2（外貨建取引及び発生時換算法の円換算）の規定に基づき円換算した金額とし、当該金額とその返還を行った日の外国為替の売買相場によって円換算した金額との差額は、その返還を行った日の属する連結事業年度の益金又は損金の額に算入する。</u></p>	
<p><u>(事前確認に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>8-3 連結事業年度に係る事前確認の事務運営については、第6章の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>この場合における6-15の取扱いについては、事前確認の対象となる取引を行う連結法人が連結事業年度において連結子法人である場合には、事前確認の申出を行った連結親法人の納税地を所轄する局担当課は、次に掲げる連結子法人の区分に応じ、それぞれ次に定める部署に速やかに所要の連絡を行うことに留意する。</u></p> <p><u>イ 調査課所管法人に該当する連結子法人 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を所轄する局調査課</u></p> <p><u>ロ 調査課所管法人に該当しない連結子法人 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を所轄する局法人課税課を経由して当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を所轄する署法人課税部門</u></p>	
<p><u>(連結法人が行った事前確認の申出のうち、事前確認を行う旨の通知を受けていないものの取扱い)</u></p> <p><u>8-4</u></p> <p><u>(1) 事前確認(連結事業年度及び令和4年4月1日以後に開始する事業年度について確認を受けようとする事前確認に限る。)を受けようとする国外関連取引を行う法人(以下8-4において「継続確認対象法人」という。)が、当該事業年度において行う当該国外関連取引(以下8-4において「継続確認対象取引」という。)について引き続き事前確認の申出を行ったものとして取り扱われることを求める場合には、当該継続確認対象法人の所轄税務署長等は、当該継続確認対象法人に対し、「連結納税制度の廃止に伴う事前確認継続届出書」(以下「継続届出書」という。)を別紙様式6により作成し、速やかに当該所轄税務署長等に提出するよう求める。</u></p> <p><u>なお、継続届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する継続確認対象法人にあつては1部(継続確認対象法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には2部)、調査課所管法人に該当しない継続確認対象法人にあつては3部(継続確認対象法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には4</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>部)とする。</p> <p>(2) <u>継続確認対象法人からその所轄税務署長等に対し、継続届出書の提出があった場合には、6-5及び6-6の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、当該継続確認対象法人が連結事業年度において連結子法人であったときは、当該所轄税務署長等は、当該継続届出書の写しを当該継続確認対象法人の連結親法人であった法人の所轄税務署長等に送付する。</u></p> <p>(3) <u>継続確認対象法人から継続届出書の提出があった場合の当該継続確認対象法人に係る事前確認については、当該継続確認対象法人から当該継続確認対象法人の所轄税務署長等に対し、6-2に定める事前確認の申出が行われたものとして取り扱う。</u></p> <p>(4) <u>継続確認対象法人が、継続確認対象取引について、事前確認の申出を行ったものとして取り扱われることを求めない場合又は継続届出書の提出がない場合には、(1)の事前確認の申出を行った連結親法人であった法人の所轄税務署長等は、当該法人に対して継続確認対象取引については事前確認を受けない旨の事前確認の申出の修正を求める。</u></p>	
<p><u>(連結法人が行った事前確認の申出のうち、既に事前確認を行う旨の通知を受けているものの取扱い)</u></p> <p><b>8-5</b></p> <p>(1) <u>事前確認(連結事業年度及び令和4年4月1日以後に開始する事業年度について確認を受けようとする事前確認に限る。)を受けた国外関連取引を行う法人(以下8-5において「継続確認法人」という。)が、当該事業年度において行う当該国外関連取引(以下8-5において「継続確認取引」という。)について、引き続き事前確認を受けたものとして取り扱われることを求める場合には、当該継続確認法人の所轄税務署長等は、当該継続確認法人に対し、継続届出書を別紙様式6により作成し、速やかに当該所轄税務署長等に提出するよう求める。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>なお、継続届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する継続確認法人にあつては1部（継続確認法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には2部）、調査課所管法人に該当しない継続確認法人にあつては3部（継続確認法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には4部）とする。</u></p> <p><u>(2) 継続確認法人からその所轄税務署長等に対し、継続届出書の提出があつた場合には、6-5及び6-6の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、継続確認法人が連結事業年度において連結子法人であつたときは、当該所轄税務署長等は、当該継続届出書の写しを当該継続確認法人の連結親法人であつた法人の所轄税務署長等に送付する。</u></p> <p><u>(3) 継続確認法人から継続届出書の提出があつた場合の継続確認取引については、当該継続確認法人の所轄税務署長等から当該継続確認法人に対し、6-15に定める事前確認を行う旨の通知が行われたものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(4) 継続確認法人が、継続確認取引について事前確認を受けたものとして取り扱われることを求めない場合又は継続届出書の提出がない場合には、(1)の事前確認を受けた連結親法人であつた法人の所轄税務署長等は、当該法人に対して継続確認取引については事前確認を受けない旨の8-3により準用して取り扱われる6-20に定める事前確認の改定の申出を求める。</u></p>	
<p><u>(令和4年4月1日以後に開始する事業年度のみを確認対象事業年度とする事前確認の申出)</u></p> <p><u>8-6 法人が、令和4年4月1日以後に開始する事業年度において行う国外関連取引についてのみ事前確認を受けようとする場合には、当該法人が連結事業年度において連結子法人に該当するときであっても、第6章の取扱いによることとする。この場合においては、連結指針を廃止するまでの間であっても、当該法人が事前確認の申出を行うことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(経過的取扱い・・・グループ通算制度の導入に係る改正通達の適用時期)</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<u>令和2年改正法第3条の規定による改正に伴うこの事務運営指針の取扱いの改正（8-6を除く。）は、令和4年4月1日から適用し、8-6の取扱いは、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る事前確認の申出について適用する。</u>	

改正後

様式1

国外移転所得金額の返還に関する届出書

受付印

※整理番号		
※連結グループ整理番号		
提出法人 (フリガナ) 令和 年 月 日	法人名	
<input type="checkbox"/> 単体法人	納税地	〒
<input type="checkbox"/> 連結親法人	(フリガナ)	電話 ( ) -
国税局長 殿 税務署長	代表者氏名	

次のとおり国外関連者から国外移転所得金額の返還を受けることとしますので届け出ます。

連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)	電話 ( ) (局 番) -
代表者氏名		

国外関連者名		所在地	
--------	--	-----	--

返還予定日	返還額	返還予定日	返還額
令和 年 月 日	( ) 円	令和 年 月 日	( ) 円
令和 年 月 日	( ) 円	令和 年 月 日	( ) 円

返還方法	
------	--

発生(連結)事業年度	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	合計
国外移転所得金額	円	円	円	円	円	円	円
独立企業間価格の算定方法							
その他の特記事項							

税理士署名

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	回付先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→親署
---------	----	-----	------	-----	----	-----	------------------------------------------------------------------

改正前

様式1

国外移転所得金額の返還に関する届出書

受付印

※整理番号		
※連結グループ整理番号		
提出法人 (フリガナ) 令和 年 月 日	法人名	
<input type="checkbox"/> 単体法人	納税地	〒
<input type="checkbox"/> 連結親法人	(フリガナ)	電話 ( ) -
国税局長 殿 税務署長	代表者氏名	

次のとおり国外関連者から国外移転所得金額の返還を受けることとしますので届け出ます。

連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)	電話 ( ) (局 番) -
代表者氏名		

国外関連者名		所在地	
--------	--	-----	--

返還予定日	返還額	返還予定日	返還額
令和 年 月 日	( ) 円	令和 年 月 日	( ) 円
令和 年 月 日	( ) 円	令和 年 月 日	( ) 円

返還方法	
------	--

発生(連結)事業年度	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	合計
国外移転所得金額	円	円	円	円	円	円	円
独立企業間価格の算定方法							
その他の特記事項							

税理士署名押印

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	回付先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→親署
---------	----	-----	------	-----	----	-----	------------------------------------------------------------------

国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 又は所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 8 号) 第 16 条 (租税特別措置法の一部改正) による改正前の租税特別措置法 (以下「旧措置法」といいます。) 第 68 条の 88 に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額 (以下「国外移転所得金額」といいます。)の全部又は一部を租税特別措置法関係通達 (法人税編) 66 の 4 (11) - 2 又は同通達 (連結納税編) 68 の 88 (11) - 2 に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。
- 2 この届出書は、1 部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係るものの届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。  
なお、提出法人が調査課所管法人に該当する場合には 2 部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。
- 3 各欄の記載は、次によります。
  - (1) 「提出法人」欄には、連結法人以外の法人 (単体法人) がその国外関連者に係るものの届出を行う場合は「 単体法人」にレ印を付した上、その法人 (単体法人) に係る事項を記載してください。  
また、連結親法人が自己の国外関連者に係るものの届出を行う場合又はその連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合は「 連結親法人」にレ印を付した上、その連結親法人に係る事項を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、国外関連者の名称等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。
  - (3) 「返還予定日」欄には、国外関連者から国外移転所得金額の返還を受ける予定日を記載してください。  
なお、返還を受ける予定日が複数ある場合には、その予定日ごとに記載してください。
  - (4) 「返還額」欄には、返還を受ける金額を円貨で記載しますが、その返還を受ける金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。
  - (5) 「発生 (連結) 事業年度」及び「国外移転所得金額」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、事業年度又は連結事業年度ごとにその国外移転所得金額を記載してください。
  - (6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第 66 条の 4 第 2 項又は旧措置法第 68 条の 88 第 2 項に掲げる独立企業間価格の算定方法のうち、採用したいずれかの算定方法の名称を記載してください。
  - (7) 「税理士署名」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名してください。

国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 又は第 68 条の 88 に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額 (以下「国外移転所得金額」といいます。)の全部又は一部を租税特別措置法関係通達 (法人税編) 66 の 4 (11) - 2 又は同通達 (連結納税編) 68 の 88 (11) - 2 に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。
- 2 この届出書は、1 部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係るものの届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。  
なお、提出法人が調査課所管法人に該当する場合には 2 部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。
- 3 各欄の記載は、次によります。
  - (1) 「提出法人」欄には、連結法人以外の法人 (単体法人) がその国外関連者に係るものの届出を行う場合は「 単体法人」にレ印を付した上、その法人 (単体法人) に係る事項を記載してください。  
また、連結親法人が自己の国外関連者に係るものの届出を行う場合又はその連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合は「 連結親法人」にレ印を付した上、その連結親法人に係る事項を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、国外関連者の名称等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。
  - (3) 「返還予定日」欄には、国外関連者から国外移転所得金額の返還を受ける予定日を記載してください。  
なお、返還を受ける予定日が複数ある場合には、その予定日ごとに記載してください。
  - (4) 「返還額」欄には、返還を受ける金額を円貨で記載しますが、その返還を受ける金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。
  - (5) 「発生 (連結) 事業年度」及び「国外移転所得金額」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、事業年度又は連結事業年度ごとにその国外移転所得金額を記載してください。
  - (6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第 66 条の 4 第 2 項又は第 68 条の 88 第 2 項に掲げる独立企業間価格の算定方法のうち、採用したいずれかの算定方法の名称を記載してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。

改正後

改正前

様式 2

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書

受付印		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
令和年月日	申出	(フリガナ) 法人名	
	出納	納税地	〒 電話( ) -
		(フリガナ) 代表者氏名	
	法人	(フリガナ) 責任者氏名	
		事業種目	資本金
国税局長 殿 税務署長			
租税特別措置法第66条の4第2項に掲げる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、次のとおり確認を受けた いので申出をします。 申出の後、添付した資料のほかに審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。			
国外 関連 連者	名 称		
	本店又は主たる事務所の所在地		
	代表者氏名	事業種目	
確認対象事業年度	自 令和年月日 事業年度	至 令和年月日 事業年度	
確認対象取引			
独立企業間価格の算定方法			
相互協議の希望の有無	有・無	相手国名	
確認対象事業年度前の各(連結)事業年度への適用の希望の有無	有・無	確認対象(連結)事業年度	自 平成・令和年月日 至 令和年月日
連結親法人 (連結事業年度への適用を希望する場合に限り記載)	法人名		
	納税地		
連結親法人による同意の有無		有・無	
(その他特記事項)			
税理士署名			
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

様式 2

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書

受付印		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
令和年月日	申出	(フリガナ) 法人名	
	出納	納税地	〒 電話( ) -
		(フリガナ) 代表者氏名	
	法人	(フリガナ) 責任者氏名	
		事業種目	資本金
国税局長 殿 税務署長			
租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に掲げる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、 次のとおり確認を受けたので申出をします。 申出の後、添付した資料のほかに審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。			
申出の対象が連結子法人である場合)	(フリガナ) 法人名		※整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	( 屋 署 )	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名	電話( ) 二	決算期
	責任者氏名		業種番号
	事業種目	資本金	百万円
回付先			<input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署
国外 関連 連者	名 称		税理士署名押印
	本店又は主たる事務所の所在地		
	代表者氏名		
	事業種目		
確認対象(連結)事業年度	自 平成・令和年月日 事業年度	至 平成・令和年月日 事業年度	
確認対象取引			
独立企業間価格の算定方法			
相互協議の希望の有無	有・無	相手国名	
確認対象(連結)事業年度前の各(連結)事業年度への適用の希望の有無	有・無	確認対象(連結)事業年度	自 平成・令和年月日 至 平成・令和年月日
(その他特記事項)			
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書の記載要領</p> <p>1 この申出書は、独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容の確認に関する申出をする場合に使用します。</p> <p>2 この申出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を納税地の所轄税務署長に提出してください。事前確認を受けようとする国外関連取引（以下「確認対象取引」といいます。）に係る国外関連者が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、その国外関連者の所在する国又は地域ごとに提出してください。</p> <p>なお、申出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「申出法人」欄には、申出を行う法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「申出法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(3) 「確認対象事業年度」欄には、事前確認を受けようとする事業年度を記載してください。</p> <p>(4) 「確認対象取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする国外関連取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(5) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項各号に掲げる算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(6) 「<u>確認対象事業年度前の各(連結)事業年度への適用の希望の有無</u>」欄には、<u>確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を各対象事業年度前の各事業年度へ準用を希望する場合には、準用を希望する事業年度又は連結事業年度を記載してください。</u></p> <p>(7) <u>(6)の場合において、連結事業年度への準用を希望し、かつ申出法人が当該連結事業年度において連結子法人であったときは、「連結親法人」欄に、当該連結事業年度における申出法人の連結親法人に関する事項を記載してください。</u></p> <p>(8) 「税理士署名」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名してください。</p> <p>4 この申出書には、平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-3（資料の添付）に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。</p>	<p style="text-align: center;">独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書の記載要領</p> <p>1 この申出書は、独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容の確認に関する申出をする場合に使用します。</p> <p>2 この申出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を納税地の所轄税務署長に提出しますが、<u>連結子法人の国外関連取引に係る申出については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。事前確認を受けようとする国外関連取引（以下「確認対象取引」といいます。）に係る連結子法人が複数ある場合や国外関連者が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、その連結子法人ごと、その国外関連者の所在する国又は地域ごとに提出してください。</u></p> <p>なお、申出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「申出法人」欄には、<u>連結法人以外の法人（単体法人）</u>がその国外関連取引に係る申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p><u>また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る申出を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る申出を行う場合には「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。</u></p> <p>(2) 「<u>連結子法人</u>」欄には、<u>連結子法人の国外関連取引に係る申出である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に関する事項を記載してください。</u></p> <p>(3) 「申出法人」、「<u>連結子法人</u>」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「確認対象（<u>連結</u>）事業年度」欄には、<u>該当する元号を○で囲んだ上、事前確認を受けようとする事業年度又は連結事業年度を記載してください。</u></p> <p>(5) 「確認対象取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする国外関連取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。</p> <p>(6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項各号又は第68条の88第2項各号に掲げる算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p> <p>4 この申出書には、平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の6-3（資料の添付）又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「<u>連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について</u>」（事務運営指針）の6-2-3（資料の添付）に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。</p>

改正後

改正前

様式5

		第 号 令和 年 月 日
納 税 地		
法 人 名		
代表者氏名		殿
国 税 局 長 税 務 署 長		
独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書		
<p>平成 令和 年 月 日付で通知した下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等の確認については、平成 令和 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分につき下記の理由により取り消したので通知します。</p>		
記		
1 確認対象取引を行う法人		
本店又は主たる事務所の所在地		
法 人 名		
代 表 者 氏 名		
2 理由		

(同左)

改 正 後

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書

1 使用目的

「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」（様式5）は、独立企業間価格の算定方法等の確認について取消しを行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
国 税 局 長 税 務 署 長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本 文	「平成 令和 年 月 日付で通知した」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 令和 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。
確認対象取引を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。
理 由	平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-21(1)（事前確認の取消し）に定める取消しの理由を記載する。

改 正 前

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書

1 使用目的

「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」（様式5）は、独立企業間価格の算定方法等の確認について取消しを行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
国 税 局 長 税 務 署 長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本 文	「平成 令和 年 月 日付で通知した」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消する。 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 令和 年 月 日終了（連結）事業年度以降の（連結）事業年度分」の箇所は、元号に応じ、「平成」又は「令和」のいずれかの文字を抹消の上、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正するとともに、その終了の日を記載する。
確認対象取引を行う法人	確認の対象となる国外関連取引を行う法人が連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。
理 由	平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-21(1)（事前確認の取消し）又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「 <u>連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について</u> 」（事務運営指針）6-21(1)（事前確認の取消し）に定める取消しの理由を記載する。

改正後

(削除)

改正前

様式6

□ 連結加入等法人の事前確認の継続届出書  
□ 連結離脱等法人の事前確認の継続届出書

受付印

令和 年 月 日		※整理番号		※連結グループ整理番号	
届出法人 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単体法人 国税局長 殿 税務署長	(フリガナ)				
	法人名				
	納税地	〒 電話( ) -			
	(フリガナ)				
	代表者氏名	印			
	(フリガナ)				
	責任者氏名				
事業種目					
資本金	百万円				
□旧申出法人 □非互対象法人  □ 単体法人 □ 法人名	(フリガナ)			※	整理番号
	法人名			税	部門
	納税地、本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話( ) -		務	決算期
	(フリガナ)			署	業種番号
	代表者氏名	印		処	整理簿
責任者氏名			理	欄	
事業種目	資本金 百万円		欄	回付先	<input type="checkbox"/> 親 署⇒子 署 <input type="checkbox"/> 旧子 署⇒旧親 署
国外関連者	名 称				
	本店又は主たる事務所の所在地				
	代表者氏名				
	事業種目				
当初の事前確認の申出日	平成・令和 年 月 日				
この届出の提出前の確認対象(連結)事業年度	平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度 至 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度 自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日				
この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳	(連結事業年度) 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 (単体事業年度) 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日				
税 理 士 署 名 押 印			印		
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。					
※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;">連結加入等法人の事前確認の継続届出書          連結離脱等法人の事前確認の継続届出書          の記載要領</p> <p>1 この届出書は、法人が独立企業間価格の算定方法等の確認の申出（以下「事前確認の申出」といいます。）を行った後、その確認を受けようとする国外関連取引（以下「確認対象取引」といいます。）を行う法人（以下「審査対象法人」といいます。）の納税方式に異動が生じ、①審査対象法人が連結法人となった場合、②連結法人である審査対象法人が連結法人以外の法人（単体法人）となった場合、③連結法人である審査対象法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、これらの法人が引き続きその事前確認の申出を行うときに使用します。</p> <p>表題の□には、その区分に応じ、レ印を付してください（③の場合は、表題の□の双方にレ印を付してください。）。</p> <p>2 この届出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を、1①及び③の場合はその連結親法人の納税地の所轄税務署長に、1②の場合はその審査対象法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、届出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「届出法人」欄には、1①及び③の場合は「□ 連結親法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその連結親法人（1③の場合は、新たな連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1②の場合は「□ 単体法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその審査対象法人（単体法人）に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄には、この申出に係る責任者の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「届出法人」、「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。</p> <p>(4) 「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」欄には、1①の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 単体法人」にレ印を付し、当初申出を行った法人（審査対象法人）に関する事項を、1②の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当初申出を行った連結法人（連結親法人）に関する事項を記載してください。また、1③の場合は「□ 審査対象法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、その連結法人である審査対象法人に関する事項を記載するとともに、本様式の本欄のみを別途用いて、「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当該審査対象法人の直前の連結親法人に関する事項を記載したものを添付してください。</p> <p>(5) 「当初の事前確認の申出日」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、審査対象法人の納税方式に異動が生じる前に行った当初の事前確認の申出日を記載してください。</p> <p>(6) 「この届出の提出前の確認対象（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、この届出の提出前の確認対象（連結）事業年度を記載してください。</p> <p>(7) 「この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、この届出による変更後の確認対象取引に係る期間を連結事業年度、事業年度の別に区分して記載してください。</p>

改正後

改正前

様式6

連結納税制度の廃止に伴う事前確認継続届出書

受付印

令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 責任者氏名		※整理番号 ※旧連結グループ整理番号
当初の事前確認の申出連結法人	(フリガナ) 法人名	〒 (局 署) 電話( ) -		※ 整理番号 税 務 署 処 理 欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 回付不要 <input type="checkbox"/> 旧子署⇒旧親署
	(フリガナ) 納税地、本店又は主たる事務所の所在地			
	(フリガナ) 代表者氏名			
	(フリガナ) 責任者氏名	連絡先( ) -		
国外関連者又は事業所は	名称			
	本店又は主たる事務所の所在地			
	代表者氏名			
当初の事前確認の申出日	平成・令和 年 月 日			
当初の確認対象連結事業年度(又は確認連結事業年度)	平成・令和 年 月 日 連結事業年度 至 令和 年 月 日 連結事業年度 自 平成・令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
事前確認を行う旨の通知の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
相互協議の継続に関する希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		相手国名	

税理士署名

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
----------	----	-----	------	-----	----

(新設)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">連結納税制度廃止に伴う事前確認継続届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、次の場合に使用します。</p> <p>(1) 連結法人が独立企業間価格の算定方法等の確認の申出（以下「事前確認の申出」といいます。）を行った後、連結納税制度の廃止に伴いその確認を受けようとする国外関連取引を行う法人（以下「継続確認対象法人」といいます。）の納税方式に異動が生じた場合で、当該継続確認対象法人が引き続きその事前確認の申出を行ったものとして取り扱われることを求めるとき。</p> <p>(2) 連結法人が事前確認を行う旨の通知を受けた後、連結納税制度の廃止に伴いその確認を受けた国外関連取引を行う法人（以下「継続確認法人」といいます。）の納税方式に異動が生じた場合で、当該継続確認法人が引き続きその事前確認を受けたものとして取り扱われることを求めるとき。</p> <p>2 この届出書は、3部（相互協議を求める場合には4部）を、その継続確認対象法人又は継続確認法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>なお、届出法人が調査課所管法人に該当する場合には1部（相互協議を求める場合には2部）をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「届出法人」欄には、この届出を提出する法人が連結事業年度において連結親法人か連結子法人かの区分に応じて□にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄には届出法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(2) 「当初の事前確認の申出連結法人」欄には、当初の事前確認の申出連結法人が届出法人と異なる場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、当初の事前確認の申出連結法人に関する事項を記載してください。</p> <p>(3) 「当初の事前確認の申出日」欄には、連結納税制度の廃止前に行った当初の事前確認の申出日を記載してください。</p> <p>(4) 「当初の確認対象連結事業年度」欄には、連結納税制度廃止前に行った当初の事前確認の申出に記載した確認対象連結事業年度（既に確認通知を受けている場合は、通知書に記載されている確認連結事業年度）を記載してください。</p> <p>(5) 「事前確認を行う旨の通知の有無」欄には、連結納税制度の廃止前に行った当初の事前確認の申出について、事前確認を行う旨の通知を受けているか否かの区分に応じて□にレ印を付してください。</p> <p>(6) 「相互協議の継続に関する希望の有無」欄には、相互協議の継続を希望するか否かの区分に応じて□にレ印を付してください。</p>	<p>(新設)</p>

改正後

様式7

対应的調整に伴う返還に関する届出書

受付印

令和 年 月 日		提出法人 (フリガナ)		※整理番号		※連結グループ整理番号	
国税局長殿		法人名					
<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人		納税地 〒		電話 ( ) -			
		(フリガナ)					
		代表者氏名					
次のとおり対应的調整に伴い減額される所得金額のうち国外関連者に返還することとした金額を届け出ます。							
連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)		(フリガナ) 法人名		(局 署)		電話 ( ) -	
		本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)					
		代表者氏名					
国外関連者名				所在地			
相互協議の合意が成立した日		平成・令和 年 月 日					
対应的調整の対象 (連結) 事業年度		平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	合 計
対应的調整金額		( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
返還予定日		平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	合 計
返還額		( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
返還方法							
その他の特記事項							
税理士署名							

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	回付先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→親署
---------	----	-----	------	-----	----	-----	------------------------------------------------------------------

改正前

様式7

対应的調整に伴う返還に関する届出書

受付印

令和 年 月 日		提出法人 (フリガナ)		※整理番号		※連結グループ整理番号	
国税局長殿		法人名					
<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人		納税地 〒		電話 ( ) -			
		(フリガナ)					
		代表者氏名				印	
次のとおり対应的調整に伴い減額される所得金額のうち国外関連者に返還することとした金額を届け出ます。							
連結子法人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)		(フリガナ) 法人名		(局 署)		電話 ( ) -	
		本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)					
		代表者氏名					
国外関連者名				所在地			
相互協議の合意が成立した日		平成・令和 年 月 日					
対应的調整の対象 (連結) 事業年度		平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	平成・令和 年 月 期	合 計
対应的調整金額		( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
返還予定日		平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	合 計
返還額		( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
返還方法							
その他の特記事項							
税理士署名押印		印					

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	回付先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→親署
---------	----	-----	------	-----	----	-----	------------------------------------------------------------------

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">対応的調整に伴う返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税条約等実施特例法第7条第1項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第32条第2項において準用する場合を含みます。）に規定する更正により減額される所得金額（以下「対応的調整金額」といいます。）の全部又は一部を租税条約等実施特例法第7条第3項（外国居住者等所得相互免除法第32条第4項において準用する場合を含みます。この場合において、この届出書中「国外関連者」とあるのは、「外国関連者」と読み替えます。）の規定に基づき国外関連者に対して返還することとした場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、1部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係る届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、提出法人が調査課所管法人に該当する場合には2部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連者に係る届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、その法人（単体法人）に係る事項を記載してください。 また、連結親法人が自己の国外関連者に係る届出を行う場合又はその連結子法人の国外関連者に係る届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、その連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄は、連結子法人の国外関連者に係る届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等の当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「相互協議の合意が成立した日」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、「相互協議の合意が成立した」日付を記載してください。 なお、「相互協議の合意が成立した」は、平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）1ホ（用語の意義）に定める相互協議が行われる場合、「相互協議において解決に至った」と読み替えます。</p> <p>(4) 「対応的調整の対象（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、対応的調整の対象となる（連結）事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「対応的調整金額」欄には、「対応的調整の対象（連結）事業年度」ごとにその対応的調整金額を円貨で記載してください。 なお、その対応的調整金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(6) 「返還予定日」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、対応的調整金額の全部又は一部を国外関連者に対して返還する予定の日を記載してください。 なお、届出日までに返還した金額がある場合には、その返還した日を記載してください。</p> <p>(7) 「返還額」欄には、「対応的調整の対象（連結）事業年度」ごとの対応的調整金額のうち返還することとした金額（上記(4)の届出日までに返還した金額を含みます。）を「返還予定日」ごとに円貨で記載してください。 なお、その返還することとした金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名してください。</p>	<p style="text-align: center;">対応的調整に伴う返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税条約等実施特例法第7条第1項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第32条第2項において準用する場合を含みます。）に規定する更正により減額される所得金額（以下「対応的調整金額」といいます。）の全部又は一部を租税条約等実施特例法第7条第3項（外国居住者等所得相互免除法第32条第4項において準用する場合を含みます。この場合において、この届出書中「国外関連者」とあるのは、「外国関連者」と読み替えます。）の規定に基づき国外関連者に対して返還することとした場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、1部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係る届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、提出法人が調査課所管法人に該当する場合には2部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連者に係る届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 単体法人」にレ印を付した上、その法人（単体法人）に係る事項を記載してください。 また、連結親法人が自己の国外関連者に係る届出を行う場合又はその連結子法人の国外関連者に係る届出を行う場合は「<input type="checkbox"/> 連結親法人」にレ印を付した上、その連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄は、連結子法人の国外関連者に係る届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等の当該連結子法人に係る事項を記載してください。</p> <p>(3) 「相互協議の合意が成立した日」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、「相互協議の合意が成立した」日付を記載してください。 なお、「相互協議の合意が成立した」は、平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）1ホ（用語の意義）に定める相互協議が行われる場合、「相互協議において解決に至った」と読み替えます。</p> <p>(4) 「対応的調整の対象（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、対応的調整の対象となる（連結）事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「対応的調整金額」欄には、「対応的調整の対象（連結）事業年度」ごとにその対応的調整金額を円貨で記載してください。 なお、その対応的調整金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(6) 「返還予定日」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、対応的調整金額の全部又は一部を国外関連者に対して返還する予定の日を記載してください。 なお、届出日までに返還した金額がある場合には、その返還した日を記載してください。</p> <p>(7) 「返還額」欄には、「対応的調整の対象（連結）事業年度」ごとの対応的調整金額のうち返還することとした金額（上記(4)の届出日までに返還した金額を含みます。）を「返還予定日」ごとに円貨で記載してください。 なお、その返還することとした金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p>

改正後

改正前

様式 8

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書

様式 8

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書

受付印		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
令和 年 月 日	確認法人 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結親法人	法人名 (フリガナ)	
国税局長 殿 税務署長		納税地 〒	電話 ( ) -
		代表者氏名 (フリガナ)	
		責任者氏名 (フリガナ)	
		事業種目	資本金 百万円
租税特別措置法第66条の4第2項又は旧措置法第68条の88第2項に掲げる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、次のとおり申告が行われていることを報告します。			
(確認の対象が連結子法人である場合)	法人名 (フリガナ)	※整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署)	※税務署処理欄	部門
	代表者氏名 (フリガナ)	決算期	
	責任者氏名 (フリガナ)	業種番号	
	事業種目	整理簿	
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署
国外関連者	名 称	税理士署名	
	本店又は主たる事務所の所在地		
	代表者氏名		
	事業種目		
報告(連結)事業年度	自 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度 至 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度		
確認取引	平成・令和 年 月 日 平成・令和 年 月 日		
独立企業間価格の算定方法			
補償調整の有無	有・無 補償調整の方法及びその金額等 ( )	イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ <input type="checkbox"/>	
移転価格事務運営要領に定める事項を記載した資料 (その他特記事項)	(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> (6) <input type="checkbox"/> ( )		
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
※税務署処理欄	部門	決算期	備考

受付印		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
令和 年 月 日	確認法人 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結親法人	法人名 (フリガナ)	
国税局長 殿 税務署長		納税地 〒	電話 ( ) -
		代表者氏名 (フリガナ)	印
		責任者氏名 (フリガナ)	
		事業種目	資本金 百万円
租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に掲げる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、次のとおり申告が行われていることを報告します。			
(確認の対象が連結子法人である場合)	法人名 (フリガナ)	※整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署)	※税務署処理欄	部門
	代表者氏名 (フリガナ)	決算期	
	責任者氏名 (フリガナ)	業種番号	
	事業種目	整理簿	
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署⇒子署 <input type="checkbox"/> 子署⇒親署
国外関連者	名 称	税理士署名押印	
	本店又は主たる事務所の所在地		
	代表者氏名		
	事業種目		
報告(連結)事業年度	自 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度 至 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度		
確認取引	平成・令和 年 月 日 平成・令和 年 月 日		
独立企業間価格の算定方法			
補償調整の有無	有・無 補償調整の方法及びその金額等 ( )	イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ <input type="checkbox"/>	
移転価格事務運営要領等に定める事項を記載した資料 (その他特記事項)	(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> (6) <input type="checkbox"/> ( )	印	
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
※税務署処理欄	部門	決算期	備考

改正後

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書の記載要領

- 1 この報告書は、独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告をする場合に使用します。
- 2 この報告書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。  
なお、確認法人が調査課所管法人に該当する場合には1部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。
- 3 各欄の記載は、次によります。
  - (1) 「確認法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連取引に係る報告を行う場合には「 単体法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人）に関する事項を記載してください。  
また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る報告を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る報告を行う場合には「 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連取引に係る報告である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。
  - (3) 「確認法人」、「連結子法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。
  - (4) 「報告（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
  - (5) 「確認取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他確認を受けた国外関連取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。
  - (6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条（租税特別措置法の一部改正）による改正前の租税特別措置法第68条の88第2項に掲げる算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。
  - (7) 「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に基づく価格の調整の有無を記載してください。
  - (8) 「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(7)の調整がある場合に、その処理が平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）（「移転価格事務運営要領」という。以下同じ。）6-19 (2)イからニ（価格の調整）までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及びその金額を括弧内に記載してください。
  - (9) 「税理士署名」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名してください。
- 4 この報告書には、移転価格事務運営要領6-17(1)から(6)（報告書の提出）までに掲げる事項を記載した資料を添付し、「移転価格事務運営要領に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が、上記事務運営要領の(1)から(6)までのいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。  
なお、「(6)」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を括弧内に簡記してください。

改正前

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書の記載要領

- 1 この報告書は、独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告をする場合に使用します。
- 2 この報告書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。  
なお、確認法人が調査課所管法人に該当する場合には1部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。
- 3 各欄の記載は、次によります。
  - (1) 「確認法人」欄には、連結法人以外の法人（単体法人）がその国外関連取引に係る報告を行う場合には「 単体法人」にレ印を付した上、当該法人（単体法人）に関する事項を記載してください。  
また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る報告を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る報告を行う場合には「 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連取引に係る報告である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。
  - (3) 「確認法人」、「連結子法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。
  - (4) 「報告（連結）事業年度」欄には、該当する元号を○で囲んだ上、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
  - (5) 「確認取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形資産の使用、貸付金その他確認を受けた国外関連取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。
  - (6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に掲げる算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。
  - (7) 「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に基づく価格の調整の有無を記載してください。
  - (8) 「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(7)の調整がある場合に、その処理が平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）（「移転価格事務運営要領」という。以下同じ。）6-19 (2)イからニ（価格の調整）まで、又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）（「連結法人に係る移転価格事務運営要領」という。以下同じ。）6-19 (2)イからニ（価格の調整）までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及びその金額を括弧内に記載してください。
  - (9) 「税理士署名押印」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名押印してください。
- 4 この報告書には、移転価格事務運営要領6-17(1)から(6)（報告書の提出）まで、又は連結法人に係る移転価格事務運営要領6-17(1)から(6)（報告書の提出）までに掲げる事項を記載した資料を添付し、「移転価格事務運営要領に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が、上記各事務運営要領の(1)から(6)までのいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。  
なお、「(6)」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を括弧内に簡記してください。